

## 伊丹市体育大会等における組体操の取組に関する 基本的な方針について (改訂)

### 1 基本方針

- (1) 組体操の実施の有無の最終判断は、校長が行うものとする。
- (2) 実施にあたっては、校長の責任の下、組織的な指導体制を構築すること。
- (3) 児童生徒の体力等の状況を踏まえて、段階的・計画的な指導を行うこと。
- (4) 活動内容に応じた安全対策を確実に講じること。

### 2 組体操実施における安全確保のための留意点

- (1) 組体操を実施する意義やねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
- (2) 児童生徒の体力の状況等を正確に把握し、無理のない指導計画をたてること。また、状況に応じて、演技内容や指導計画を適切に見直すこと。
- (3) 指導計画(別紙様式1)は、事前に教育委員会に提出すること。
- (4) タワーやピラミッド、肩車、サボテン等、大きな事故につながる可能性のある種目については、確実に安全な状態で実施できるかを確認し、できないと判断される場合は、実施を見合わせること。
- (5) 万が一、練習中に負傷者が出た場合は、速やかに原因を究明し、安全対策を講じること。
- (6) 指導に当たる教師は、安全対策研修を受講すること。また、これまでの事故の把握に努めること。
- (7) その他、安全確保のため、練習におけるルール(服装を整える、私語を慎む等)の徹底を図ること。
- (8) 児童生徒や保護者に十分に説明し、理解を得ること。
- (9) ピラミッド、タワーについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター発行の「体育的行事における事故防止事例集」に記載される以下の内容に留意し、適切に実施すること。

① 俵積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学生以上で4段までが、立体ピラミッドに関しては、小学校では4段、中学生で6段までが限界であると考え。また、練習については、まずは2段から始め、確実な3段ピラミッドを作ることは必須である。

② タワーに関しては、上段まで手が届かず確実な補助の出来ない3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から避けるべきと考える。中学生以上では、十分な練習時間が確保できることや、上段・中段・下段と体格の揃ったメンバーがいるなど、条件が整えばチャレンジすることは出来るが、組み立て時の姿勢や腕の組み方などしっかりとした指導方法をとらなければ危険であり、上の3段が立ち上がる4段タワーや、5段以上のタワー(※別紙参照)は安全面から避けるべきである。

- (10) サボテン、肩車、補助倒立等の2人技についても、重傷事故につながる可能性が高いことから、児童生徒の実態を把握した上で、実施の有無について検討するとともに、実施する際は、まずは補助がついた状態で練習させる等、必ず具体的・段階的な安全対策を講じること。